

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 173 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 169 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：交通違反告知において統一的運用を図るために作成・取得したものすべて
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、「交通違反告知において統一的運用を図るために作成・取得したものすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、当該文書を作成又は取得をしていないとした行政文書の不開示決定については、昭和 60 年 11 月 13 日例規第 30 号「点数切符の運用要領」及び「交通切符等作成要領 奈良県警察本部交通指導課」を本件開示請求に係る対象文書として特定するとともに、その他の本件開示請求に係る行政文書について改めて特定した上、開示決定等すべきである。

◎ 判 断 理 由：

○ 行政文書の不存在について

審査請求人は、「交通違反告知において統一的運用を図るために作成・取得したものすべて」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

交通違反の告知については、道路交通法等の法令等に基づき、全国警察において統一的な運用がなされているものと考えられ、本件開示請求に係る行政文書として、例えば、交通違反の告知について定められた例規、要領等が含まれることが想定される。

諮問実施機関は、本件開示請求の趣旨について、審査請求人との電話において審査請求人が発言した内容から、交通違反の告知に係る奈良県警察独自の取扱いを定めた基準に係る行政文書の開示を求めているものであると解釈し、該当する行政文書は存在しないと判断したと説明している。

しかし、開示請求書の記載からは、このような限定的な意味に解釈することはできず、審査請求人の発言から上記のような趣旨に解したのであれば、開示請求書の補正を求めらるべきであると考えられる。この点について諮問実施機関は、開示請求書の補正を求めておらず、また、当該発言について記録を作成したわけではないと述べている。

このような状況において、当審査会は、本件開示請求の趣旨についての諮問実施機関の解釈を是認することはできない。

そこで、当審査会は、諮問実施機関から交通違反の告知について定められた行政文書として、昭和 60 年 11 月 13 日例規第 30 号「点数切符の運用要領」及び「交通切符等作成要領 奈良県警察本部交通指導課」（以下「本件提示文書」という。）の提示を受け、これらを見分したところ、交通違反の告知についての運用の基準、事務手続等を定めたものであると認められ、本件開示請求の趣旨を開示請求書の記載に即して解釈すると、本件提示文書は、本件開示請求の対象文書に該当するものと認められる。

以上のことから、本件提示文書を本件開示請求の対象文書として改めて特定するとともに、本件提示文書以外の行政文書を含めて、実施機関が保有するその他の文書についても、改めて探索、特定の上、それぞれについて開示決定等すべきである。

2 事案の経緯

① 開 示 請 求	平成 23 年	8 月 12 日		
② 決 定	平成 23 年	9 月 9 日	付けで不開示決定	
③ 審 査 請 求	平成 23 年	9 月 11 日		
④ 諮 問	平成 23 年	10 月 13 日		
⑤ 経 過	平成 27 年	11 月 18 日	第 189 回審査会	審議
	平成 27 年	12 月 16 日	第 190 回審査会	審議
	平成 28 年	1 月 13 日	第 191 回審査会	審議

平成28年 2月23日 第192回審査会 審議